

入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和7年2月20日

支出負担行為担当官

福井地方検察庁検事正 河原 将一

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和7年度福井地方検察庁武生支部庁舎総合管理業務委託
- (2) 内容 仕様書のとおり。
- (3) 契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
- (4) 履行場所 福井県越前市日野美2丁目5番地の1
福井地方検察庁武生支部
- (5) 入札方法

本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を調達ポータル内の政府電子調達（G E P S）（<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/>）（以下「電子調達システム」という。）にて実施するので、電子調達システム利用者は、同ポータル内の「調達ポータル・電子調達システム利用規約」、「操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

なお、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行う方式での参加（以下「紙入札方式」という。）を希望する場合は、支出負担行為担当官の承認を得ること。

2 入札参加資格

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。)第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条の特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和4・5・6年度一般競争参加資格(全省庁統一資格)の資格の種類「役務の提供等」においてD等級以上に格付けされるとともに、営業品目として「建物管理等各種保守管理」及び「その他」を登録し、かつ、東海・北陸地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第12条の2第1項第8号の事業を営んでいる者として、福井県知事の登録を受けている者であること。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、前記申立てによる手続開始の決定後、一般競争参加資格の再認定を受けている者は除く。
- (6) 入札説明書の交付を受け、入札参加に必要な書類を提出期限までに提出した者で、かつ、その内容等を踏まえ、本件契約を確実に履行できると支出負担行為担当官が判断した者であること。

3 契約条項を示す場所及び問合せ先

(1) 電子調達システム

(2) 〒910-8583

福井市春山1丁目1番54号

福井春山合同庁舎11階

福井地方検察庁事務局会計課

国有財産係 電話0776-28-8722

問い合わせの受付は、午前9時から午後5時までの間とする。

ただし、行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)

第1条に規定する行政機関の休日は除く。

4 入札説明書交付の場所及び期間等

(1) 入札説明書交付の場所

電子調達システム又は前記3(2)記載の場所

(2) 交付期間

令和7年2月20日(木)から同月27日(木)午後5時まで

当庁で交付を受ける場合は、前記3(2)記載の時間内によること。

(3) 入札参加に必要な書類の提出期限及び提出方法

ア 入札参加に必要な書類の提出期限

令和7年3月6日(木) 午後5時まで

イ 提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は前記3(2)記載の場所に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること。

当庁へ直接持参する場合は、前記3(2)記載の時間内に行うこと。

5 入札書提出期間、開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1) 入札書の提出期間

令和7年3月7日(金) から同月13日(木) 午後5時まで

(2) 入札書の提出方法

電子調達システムにより提出すること。

なお、紙入札方式による場合は前記3(2)記載の場所に持参又は郵送(書留郵便等配達記録が残るものに限る。提出期間内必着。)すること。

当庁へ直接持参する場合は、前記3(2)記載の時間内に行うこと。

(3) 開札の日時及び場所

ア 日 時 令和7年3月14日(金) 午後2時

イ 場 所 電子調達システム及び

福井市春山1丁目1番54号 福井春山合同庁舎13階

福井地方検察庁大会議室

6 その他

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法(平成4年法律第51号)による。

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、必要書類又は資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効

とする。

(4) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(5) 契約書の作成の要否

要

(6) その他詳細は入札説明書及び仕様書による。